# 食費・居住費が軽減されます

介護保険の施設サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設)及び短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)を利用する時の食費と居住費は、利用者が負担することとされていますが、低所得者の負担を軽減するために「利用者負担段階」を設定し、国が定める基準費用額と負担段階毎に定められた負担限度額の差額を補足給付します。当制度のご利用を希望される方は、下記要件をご確認の上「介護保険負担限度額認定申請書」により申請してください。

#### ◆該当要件

利用者 負担段階		預貯金等 資産要件		
	生活保護受給	要件なし		
第1段階		老齢福祉年金受給者	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	
第2段階	世帯全員	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金 <sup>※2</sup> 収入額の合計が80.9万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	
第3段階①	が市民税 非課税	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金 <sup>※2</sup> 収入額の合計が80.9万円超120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	
第3段階②	<b>※</b> ¹	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金 <sup>※2</sup> 収入額の合計が120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	

- ※1 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税である必要があります。
- ※2 非課税年金の主なものには障害年金や遺族年金があり、寡婦・かん夫・母子・準母子・遺児年金を含みます。
  - ◎審査の結果、上記の条件に該当した方には「介護保険負担限度額認定証」をお送りします。 認定期間は、申請月の初日から翌年7月31日(1月以降の申請は同年)となります。
  - ◎提出方法:介護保険負担限度額認定申請書と添付書類<sup>※2</sup>を、介護保険課または各支所窓口にご提出 ください。郵送でもご提出いただけます。
  - ◎添付書類:本人と配偶者の預貯金等、資産の金額が確認できる通帳等の写しを添付してください。
  - ※2 添付書類の詳細については裏面をご参照ください。

#### ◆一日あたりの基準費用額及び負担限度額

	食費 -		居住費						
利用者 負担段階 -			ユニット型		従来型個室		多床室		
	施設 サービス	ショート ステイ	個室	個室的 多床室	特養	老健、 医療院等	特養	老健・医療院 (室料徴収する場合)	老健・医療院等 (室料徴収しない場合)
基準費用額	1,445円	1,445円	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	697円	437円
1段階	300円	300円	880円	550円	380円	550円		0円	
2段階	390円	600円	880円	550円	480円	550円		430円	
3-①段階	650円	1000円	1,370円	1,370円	880円	1,370円		430円	
3-②段階	1360円	1300円	1,370円	1,370円	880円	1,370円		430円	

### ◆預貯金等の資産の例と、添付書類は下表のとおりです。

種類	審 査 対象資産	添付書類など
	0	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座 残高ページの写し)
預貯金(普通・定期)		※下記①②が確認できること ①金融機関名・支店・口座番号・名義の分かる部分 ②申請日から直近2か月前までの残高が確認できる部分
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	0	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の	0	購入先の銀行等の口座残高の写し
口座残高によって時価評価額が容易に把握 できる貴金属		(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	0	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	0	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	0	借用証書など申請時点での負債金額が確認でき る書類(負債金額を資産総額から差し引きます。)
生命保険	×	
自動車	×	_
貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の 把握が困難であるもの)	×	_
その他高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財など)	×	_

## 問い合わせ先

〒960-8601福島市五老内町3番1号 福島市役所 介護保険課 介護給付係(福島市役所2階) 電話番号 024-525-6587

